

議題 1 福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて

会長 では、議題（1）の「福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて」進めていきたいと
思います。

保険年金課長 それでは、私の方から資料について説明をさせていただきます。着座で失礼いたします。今回の資料ですが、前回の運営協議会でご提示いたしました資料の抜粋でございまして、内容に変更はございません。前回、欠席された委員もおられましたし、この後委員の皆様にも意見を伺うことになっていることから、この資料についての詳細な説明は割愛させていただきますけれども、前回の振り返りの意味合いで簡単に説明をいたします。まず、福生市の国民健康保険の状況としましては、運営が赤字になっているというところでございまして、一般会計からの赤字繰入が令和 7 年度で 6 億 3,700 万円となっております。このような赤字繰入を削減するために、福生市の財政健全化計画において、令和 14 年度までに、東京都が提示する福生市の標準保険税率、いわゆる福生市国保の運営を赤字繰入がないようにする場合に必要な税率という意味合いになって、この税率になるように、段階的に税率を改定するとしておるところでございまして。一方で、資料 6 にもあるように、国や東京都の動きとして、遅くとも令和 17 年度までに、都道府県ごとに保険税を完全統一するという動きがありまして、東京都においても、今年度、完全統一の目標をいつまでにするのかという目標を定めるために検討が進められているという状況がございまして。福生市の財政健全化計画としましては、これまでであれば、令和 14 年度までの達成が仮に難しかった場合は、例えば計画期間をもう少し延ばすなどの対応を考えられたので、前回や前々回での改定についての検討の際には、もう少し、社会情勢などを見ながら柔軟に税について検討することが可能だったのですが、ここで完全統一の件が定められることになっていることなどを考慮すると、税率の改定を例えば見送るとか、改定の上げ幅を著しく少なくするという形は、少し難しい状態になっているということが、今までの改定について検討していた状況とは変わっているのかなという形でございまして。資料 7 をお願いします。こういった状況を踏まえますと、パターン 1 の方では、伸び率を一定に、令和 14 年までにということなので、残り 4 回改正のタイミングがありますが、この改正で先ほどの標準保険税率まで引き上げるパターン、均等に引き上げていくパターンと、パターン 2 の方では、とはいえ、物価高騰や令和 8 年度から子ども・子育て支援金が新たに発生するところを考慮して、令和 8 年度のみ伸び率を少しだけ抑えた形を示させていただいたところとございまして。ただ、これによって、令和 8 年度のみ伸び率を緩やかにすることはできますが、残った 3 回の伸び率というのは、伸び率の幅が 4 回で割る場合よりは増えてしまっているという内容になっております。この財政健全化計画に基づきまして、福生市の標準保険税率を達成した後も、さらに今度は完全統一に向けて、もう 1 段階上げていかなければならないという状況がありまして、資料 2 をご覧ください。令和 7 年度の福生市の標準保険税率が、網かけになっているところですが、所得割が 12.79%、均等割が 80,662 円となっております。今この数字を 14 年度までに目指すというところですが、今度完全統一になると、令和 17 年度までに一番上にある東京都の標準保険料というのが、所得割で 13.29%、均等割が 83,752 円で、ここまで上げていくという必要が出てきてしまっているところとございまして。さらに、標準保険税率というのは、東京都が東京都全体の医療費や、市町村の被保険者の数、所得の水準

等の見込みをもとに算定を行っているもので、毎年度数値が変わってくるものです。医療費の状況などの影響によって、毎年上がっていつてしまっていて、いわゆるゴールが少しずつ遠くなっているという状態が今までの傾向でございます。今後、この完全統一に向けて、納付金の算定方法も変更されるため、福生市の標準保険税率が上昇するものと見込んでおきまして、今後の完全統一を考えますと、段階的に保険税を見直すことはどうしても必要になってくるということと、令和14年度までに福生市の標準保険税率までの引き上げを達成していないと、今度17年度の東京都のところに持っていくのは、上げ幅を考えると難しいという状況でございます。大変だという話だけになってしまいますが、今の時点での状況ということで、前回の振り返りとして説明させていただきました。説明の方は以上でございます。

会長 ありがとうございます。今回、市長から諮問がありまして、令和8年度の税率改正ということですが、事務局の方で、パターン1とパターン2という試算の案を出していただいて、どちらかで決めようというところですがけれども、皆さん前回ご出席いただきまして、ご欠席の方も資料をお送りしましたので、皆さんから意見を伺っていきたいと思います。まずは、大塚委員から。

委員 それでは、議長の指名によりお話をさせていただきます。本来ゴールが決まっているわけでございますので、それに向けて着々と進めていくのが妥当ではないかと考えております。資料7にありますパターン2につきましてですが、パターン2の部分は、様々な環境を考えれば、これもありかなということは全く考えないわけではありませんが、社会保険を担っている身からすると、子ども・子育て支援金は、我々は軽減措置が全くないわけで、国からまだ率は示されていませんが、負担は労使折半ということは言われております。国保の方は、少し緩やかにということは心情的には理解はできますが、今様々な社会保険の問題などについて言われている中で、それが本当にこのメンバーで将来も見据えて議論しなければいけない、そういう立場であると、やはりそれはあまり望ましいことではないわけではないかと私は考えております。したがって、結論としましては、1、2というパターンであれば、着実に進めていき、結局2の方を選択すると後にしわ寄せが行くということになりますので、そうならないためにも、社会環境がどうなるかというのはありますので、1で粛々と進めるのがいいのではないかなと考えております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。続いて〇〇委員、お願いします。

委員 結論から言えばパターン1のところ、料率改定をしていけばいいとは思いますが。ただ暫定部分で、他の市町村の情報がよくわからないというのはありますが、やはり料率が上がれば未納になる方も増えるということが懸念なので、あげたはいいが、総収入額が下がってしまうという困った部分も出てくるかとは思っています。なので、そこについては決定した後も注視していかなければいけないと思っています。なので結論としては、やはり上げていかなければいけない。そこはパターン1の方でいいのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。〇〇委員、お願いします。

委員 心情的にということで、あまり上げていくのは…というのは、確かにあるとは思いますが、結局は、最後はどこかで帳尻を合わせていかなければいけないわけなので、高市さんも経済対策のことを頑張っていますから、それで本当に経済が伸びてくれるかわからないですけども、やはり堅実に上げていくといいますか、こちらの方向で持っていくしかないのではないかとはいえます。以上です。

会長 ありがとうございます。 続いて、〇〇委員お願いいたします。

委員 私は、少し意見が違うのですが、やはり今、物価高の問題があって、政権が変わって、社会保障料を抑えるという方向で、維新さんが言ってますから、市民の感覚としては、上昇を抑える、もしくは安くなることを期待するのではないかと思います。ぱっと上げるのは、かなり抵抗があるのではないと思うので、今後どう方針が代わっていくかもわからないので、交通整理で、来年は据え置いて、パターン2の方でもいいかと思っています。

会長 本来は、〇〇委員にお伺いするのですが、委員から聞いていますか。

保険年金課長 はい。本日、〇〇委員からは体調不良ということで、ご連絡いただきまして、その際に皆さんから意見をもらうことになっているということで、電話ですけれども、ご意見を聞かせていただきました。基本的にパターン1の方でいいではないかということで、理由としましては、やはり後のところでのしわ寄せというところがありますので、均等ということで、お話を聞いているところでございます。

会長 はい。それでは、〇〇委員お願いいたします。

委員 年々税率が高くなってくるのは致し方ないと思いますが、やはり福生市の生活保護の割合と、後期高齢者がどんどん増えておりまして、若い人たちがどれだけここに定着してるかという。これからどんどん税率は負担するというのは、偏ってくるというのは、一般市民の考え方といたしましては、いつもそう思っていますけれども、やはりそれだけ高齢者が増えてまいりまして、これがどれぐらい長く続くかと言いますと、やはり100歳を目指して皆さんが頑張っているのですが、その中でまた金額も増えてまいりますし、今に始まったことではないと思います。これは前々からきつとこういうことになるだろう、それで医学も発達してまいりまして、いつも元気にいらっしゃる方だけではなく、寝たきりの方もいらっしゃいますし、そういったことをどのようにしてやるを考えていかないと、やはりこの税収入については、堂々巡りになると思ひまして、負担する側にとりましては、やはりそれも若い世代の方たちにも大変かなとは思っております。 以上です。

会長 そうすると、パターン1か2でいうと、2ということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 続いて、〇〇委員、お願いします。

委員 はい。確かに東京都の標準税率に合わせていかなければいけないという事情も、よく理解できるところではあるのですが、私は先ほど〇〇委員がおっしゃったように、国の政策が少し期待できるところが、一般市民としてはあるので、一気に標準税率に近づけなきゃいけないことはわかりますが、ひょっとしたらその見直しがあるのを期待しつつ、パターン2で少し緩やかに抑えておいて、その動向を見ながら考えてもいいのではという気はしております。将来的にこの標準税率が下がることを期待したいです。以上です

会長 はい。ありがとうございます。次に、〇〇委員お願いいたします。

委員 はい。パターン2の方は、令和10年から伸び率が増えてしまうという問題点もあるのですが、私は、令和8年に関しましては、パターン2で、それは子ども・子育て支援金も初めて入りますし、そういうこともあわせてパターン2でやっていく方がいいかなと思います。それと、私もこの会議に出て、すごく勉強になったのですが、市報とか国民健康保険だよりとかいろいろなもので、今の状況とか、このように伸び率が上がりますとか、そういうことを紙面で教えていただいているのですが、配られてもやっぱり自分でも全然意識がなかったので、そこをこの2年間かけて、もっと紙面だけではなくて、皆さんに福生市がこんなに困窮してるし、このようにしなくてはいけないみたいなことを、啓発しながら周知して、皆さん納税する人もそうなんだと思えるようなことも、一緒に考えていけたらいいなと思っています。なので、今回はパターン2の方がいいと思っています。

会長 ありがとうございます。続いて、〇〇委員お願いします。

委員 はい。私も、今回会議に参加させていただいて、保険のことを初めて知りました。それまで福生市の保険が赤字であることも知らないで、それを一般会計から補填をしていることも知りませんでした。今回これを知ったことによって、これからすべき方向というのは、少しわかったような気がします。ということは、最終的に最後のゴール、目標に向かっていくことは違いがない。その途中の過程をどうするかという問題なのですが、結論から言いますと、私はパターン1を考えています。といいますのは、私は年金生活ですので、上がる保障がないのですよね。ということは、結果的には、今低いよりもなだらかに上がっていく、その方が自分たちの生活、これからやっていく生活というのは、先が見えやすいのではないかという気持ちでパターン1というのを選択したいと思っています。

会長 はい。ありがとうございます。半々ぐらいで分かれてしまった、というところですが、2の方を選択した方は、やはり将来国の状況等に期待したいということだと思いますけれども、これはもう未来のことなので、我々にはちょっとわからないことではあるんですけども、ここは結論を決めるところです。

委員 政策が変わっても、最後の金額が上下するだけなのではないでしょうか。私はそう理解したの

ですが。

会長 そうですね。今のところそういう形です。

委員 そうすると、このラインが下がるのか上がるのかわかりませんが、それが違うだけで、行き着くところは一緒になりますよね。

保険年金課長 そうですね。高くなる見込みもあるし、今言われている社会保障を削減する方策をとることで、下がることはあるのですが、ただ段階的に上げて、東京都の標準税率までいかなければいけないというところは変わらないです。あとは、社会保障の削減のところ、最近ニュースなどにもなっていますけれど、社会保険料を下げるための方策としては、例えば今出てるのは、高齢者の自己負担割合の1割2割を原則3割に持っていこうとしていたりということで、自分の財布からの負担というところではあまり変わらないというか、そこで医療によくかかる人とかからない人というところでは、公平性が出てくるのかもしれないのですが、いずれにしても負担という部分では、保険税で取るのか、個人の負担から取るのかというように思うところです。あと、もう一つ薬などでも、いわゆる薬局で買えるような薬については、保険適用の方も見直していくという話ですが、後は医療DXの推進や、病床数の適正化を図るとは言っていますが、とはいえ、反面、診療報酬の改定をする年であって、その中で私も昨年後期高齢者医療制度のこういった席に、市町村の充て職みたいな形で福生市があたり出席しましたが、やはり診療報酬の中でも、医療の高度化もあるけれども、今民間の例えば若い方の初任給を上げてるところもあり、医療分野のところについても、そういった観点で給料を上げていかないと人材の確保ができないのではないかと、そういった話が病院の方から話もありまして、医療行為自体が、高度化によって上がっていく、物価の上昇自体でも上がっていったり、人件費に踏み込んだりしていくと、診療報酬自体も上げなくてはいけないので、下げる対策をとったとしても、帳尻が合うのかというところもあります。本当に期待もしたいし、ゴールが下がれば、こちらとしてもありがたいところもあります。どうしても上げなければいけないけれども、その上げるところの階段が下がってくれば、こんなにいいことはないと思いますが、ただその中で、今までもいろいろなことが言われていて、対策を取りたいとかいうところもありましたが、期待できるのかどうなのかというところは、自分も一市民としては、どうなのかと思うところは正直あります。ただおっしゃるとおり、そのゴールの部分、目指す段階の数値が、高くなるか下がるかは、まだわからないというところです。(27:30)

会長 ゴールということなので、そこに最初、緩やかに行くとする、どうしても最後にあげなければいけなくなってしまう。私も1の方がよろしいのではないかと考えておりまして、2を考えてる方も、同意がいただければ1の方でと考えているんですが。

委員 やはり市民の方は期待をしているんですね。国の政策とかそういった部分で期待したいという「期待感」がある。ですから、そこはもうしかたがないのかなっていう気持ちではありますけど、期待をしたいなという気持ちがあるということだけ理解いただきたいと思います。あと、〇〇委員がさっきおっしゃっていましたが、やはり税率が上がると、未収金も増えると思います。例

えば先ほど6億3,000万の繰入があるということですが、税率が上がったことによって、それがもう少し縮小できるとか、そういった試算はあるのでしょうか。今の状態で税率を上げて、収入があったときに、今一般財源から繰り入れているのを、もう少し例えば5億に減らすことができるとか、半分にすることができるとか、このような試算はできるのでしょうか。

市民部長 税率改定をすれば、収納対策というのは厳しくはなります。やはりご負担いただく保険税が上がりますので、ただ収納課では、税率改定の年は特に収納対策は強化していくということで、そうしないときちんと納付をしていただいている方への公平性という部分でのバランスが悪くなりますので、なぜ今後税率がこうなっているのか、きちんと周知をしながら、ご理解いただきながらという形でやってまいります。ただ来年度の収納対策について詳しいことを役所の中でも決める前ですので、詳しくはまだお話できないですけれども、新たな対策などもいくつか考えておりますので、そういった形で進めてはいきたいと思っております。

パターン1かパターン2かというのは、わかりやすい形で出させていただいていますけれども、会長はどうですかということでお話いただきましたが、多数決でもないのかなと考えております。市長からの諮問に対して、委員の皆様がこういったご意見をお持ちということでまとめさせていただきまして、私どもはその結果を役所内の会議にかけます。協議会ではこのようなご意見をいただきましたということで、その後、そういったご意見を受けて、事務局であったり、市長であったり、市役所の中でこういった税率が望ましいかということの協議が行われます。税率に関しては、そういった決め方になりますが、答申の部分は、そういった形で今日のご意見をまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。明らかにこちらのご意見の方が多いということがあればそれで、ということもありますが、今回は、会長の御意見を含めてパターン1が6人、パターン2は4人がご意見だということで、この後説明もありますけれども、答申案については、会長とご相談させていただきながら作成しまして、委員の皆様にはご確認いただくということでさせていただければと思っております。

会長 答申の方に2の意見も多かったことについて盛り込んでいただいて。それを市長にお渡しするということで、答申の文章ができましたら、皆さんに郵送しますので、そこでまたご意見などありましたら、事務局の方に連絡をしていただければと思います。

議題2 子ども・子育て支援金の賦課方法について

会長 では、議題(2)の「子ども・子育て支援金の賦課方法について」、事務局よりお願いします。

保険年金課長 資料9をお願いいたします。こちらも前回と同じ資料でございまして、これまでの医療分、後期支援金分、介護分の3つの区分に、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金加わり、令和10年度までに段階的に導入されるものですが、新たに設定されるこの子ども・子育て支援金分の保険税率の賦課方法について、お諮りしたいと考えております。事務局としましては、今後、都道府県ごとの完全統一の目標年度が決定して、それに基づいて動いていくところもありますので、それに向けて保険税の引き上げを行っていく必要があることを踏まえると、今回の子ども・子育て支援分につきましては、東京都から示される標準保険税率をそのまま導入をしたいと考えております。また、具体的な保険税率につきましては、東京都からまだ示されていないとい

うところもありまして、11月20日以降に示される予定となっております。従いまして、本日は東京都から示される福生市の標準保険税率を導入するという方向性について、まずお諮りいたしまして、東京都からの提示があり次第、第4回の協議会を、日程的に難しいと思いますので、書面で開催させていただきたいと考えております。事務局より標準保険税率やモデルケースによる税の試算等の資料を送付させていただきますので、ご確認をいただきまして、子ども・子育て支援金の賦課方法について、書面でお諮りをしたいと考えているところでございます。つまり、まだ金額が出ていないというところがあって、この金額でいいですかとは言えないのですが、考え方の中では、変に下げて、子ども・子育て支援金を取るわけではなくて、もう東京都が示す福生市の率を初めから採用させていただきたい。そうしないと、結局下げたとしても、いずれ14年度までに福生市の標準税率まで上げなければいけない、17年度までにはおそらく東京都の率に合わせなければいけないという、上げることが確実に決まっています、医療費自体の上げ幅を考えますと、大変申し訳ないのですが、子ども・子育て支援金については、新たに医療とは別の意味で始まったものを、保険者が取るということで加わってきてしまったものなので、ここについては新たに示された率でそのまま行かせていただきたいという考え方で進めさせてもらえないかということでございます。そうすると、今後の率の改定の中では示される率も上がっていったりとか、結局段階的に取り入れるので、8年度、9年度、10年度というところで、本来10年度で取る部分というのが階段を上りきったところの率の金額になってくるのですが、そこからはそれほど大きく金額を上げなくても済むのでは、と思うので、今回については、変に下げるわけではなくて、東京都が示す標準税率のところで導入させていただければということでございます。

会長 税率などを決まってない状態ですけども、子ども・子育て支援金というものが今度から始まるということで、内容などご意見やご質問などがありますでしょうか。

委員 わかったらいいのですが、なぜ保険料なのか、税金で取ればいいと思うのですが、所得税とかまたは住民税とか、そちらからとればいいのに、なぜ国保料から取るのだらうという。もし経緯がおわかりでしたらお願いします。

保険年金課長 大きな理由として、正式に言っているのは、この社会保険の制度を持続可能にしていくためには、少子化対策をして、いわゆる現役世代の人を増やしていかなければいけないという経緯があります。自分が感じるところでいえば、おそらくその保険者が徴収することによって、社会保険などは事業主と折半という形が使えるので、そういったところを利用しているのかなというように感じています。

この社会保険のシステムを利用すれば、少なくとも、社会保険の方については労使折半なので、事業主に半分を持ってもらおうという仕組みが使えるというところを考えているのではないかと、話が出たときには感じたところです。

会長 もう決められてきてしまったことですね。

委員 一律ですよ。

会長 本日、意見あればまた答申にも載せられます。

委員 こっちで言っても仕方がないですね。

会長 他に、御意見、ご質問はありますか。

委員 この見込み金額は信じていいんですね。

保険年金課長 おそらく違うと思います。国保でいうと、少子化対策で子どもの支援なので、子どもがいる世帯の金額は取らないようにするので、その分をそれ以外の人たちがかぶるわけですから、金額は当然増えてきますし、所得割では、所得がない人にかからない部分は、所得がある人に対してかかってきますから、率が出ないと、どのぐらいなのかというのはわかりません。おそらく必要な経費に対して、国保の全国の加入者数で割ると、このぐらいの金額ですという数字なのだろうと思います。

会長 次回の書面開催では、内容が分かっているのでしょうか。

保険年金課長 その数字が示されるのが11月20日ぐらいという情報が来ているので、金額がわかった段階で、例えばこういうケースだったらこのぐらいの金額ですというところを示した上で、これでいいですかという確認を取らせていただきたいと思います。

会長 ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。それでは、次回の書面開催で資料が届きましたら、読んでいただいて、御意見をいただいてその後に答申としていきたいと思います。

委員 分かりやすい資料をお願いします。

保険年金課長 話の中であったように、変に下げるのではなくて、東京都が示した標準保険税率とさせてほしい、今度その金額が出てくると思いますので、こういう税率になります、こういう世帯の場合だと、例としてはこのぐらいの税になりますという資料になるかと思っております。

委員 あまりに金額が大きいとね。

保険年金課長 確かに今回このパターンで考えていただいて、パターン2は少し抑えてはいるのですが、当然本来ではなかった子ども・子育ての分が上乗せされてしまうということもあったので、事務局としても、正直パターン1がいいのか、2がいいのかということも、皆さんがおっしゃるように、どちらが正解なのかというところは感じるころではあります。ただ、次の改定のときに、前回もう少し上げておいた方が良かったなと毎回思うところです。前回も前々回などもコロナなどがあって、思うように上げられずにそのまま来てしまっ、その1回でしっかり改定ができていたら、今回もう少し上げ幅が抑えられたとか、どうしてもその時の話の中では、それが正解で

あって間違いではないのですが、後から見たときに、もう少し上げられていればよかったのかなというように感じたりもします。ただ先はやはりわかりませんし、先ほど話したように保険料の削減の効果があって、上げ幅自体もそれほどではなくなるということも、考えられるので難しいところです。

会長 書面開催につきましては、内容でわからないことがあったら、事務局に聞いていただいて、皆様のご意見をいただければと思います。

議題3 その他

会長 それでは最後、議題3 その他について。事務局からお願いします。

事務局 次回の開催について

(午後2時50分終了)